

山梨県公報

第百六十二号

令和三年

一月二十八日

木曜日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和三年二月十八日まで一般の縦覧に供する。
令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 茅野北杜葎崎線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市長坂町富岡字富岡六九番二地先から 北杜市長坂町富岡字富岡六九番一地先まで	旧	一〇・〇	一四・五
	新	一〇・四	一四・五

山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年二月十八日まで一般の縦覧に供する。
令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧		
	新		

目次

○土地改良区の定款の一部変更の認可	二一
○県営土地改良事業の完了	二一
○道路の区域変更(三件)	二一
○建築基準法に基づく道路位置指定	二二
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二二
○公共測量の実施	二三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二三
○開発行為に関する工事の完了について	二三
選挙管理委員会	二三
○政治団体の名称等の届出	二三
その他	二五
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示	二五

告示

山梨県告示第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年一月二十二日竜王土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第十七号

県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業富士西麓高原地区)の工事は、令和元年九月二十六日をもって完了した。
令和三年一月二十八日

甲府市向町字遠免三〇七番一地先から 甲府市下曾根町字二丁田一四八六番一地先 まで	旧	六・五ノ 四二・一	七四三三・三
甲府市白井町字元河原一九四四番六地先か ら	新	一九・二ノ 一七五・四	四三八五・六
甲府市下曾根町字二丁田一四八六番一地先 まで		六・五ノ 四二・一	七四三三・三
甲府市向町字遠免三〇七番一地先から 甲府市下曾根町字二丁田一四八六番一地先 まで		一九・二ノ 一七五・四	九一四〇・七

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市塩山上於曾字梅ノ木一五三八番三地 先から 甲州市塩山下粟生野字中田前七四七番一地 先まで	旧	四・一ノ 二〇・六	八〇五・四

甲州市塩山赤尾字堰口二七七番一地先から 甲州市塩山下粟生野字中田前七四七番一地 先まで	新	一〇・二ノ 一五六・〇	六二七・八
甲州市塩山上於曾字梅ノ木一五三八番三地 先から 甲州市塩山下粟生野字中田前七四七番一地 先まで		四・一ノ 二〇・六	八〇五・四
		一〇・二ノ 五二・五	七八四・五

山梨県告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年一月二十日
- 二 指定道路の位置 中央市布施字冷久保三千四百十五番九
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・四五メートル

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により都留市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパー公正屋都留店 山梨県都留市四日市場三十七番地の四
- 二 届出の内容 変更

- 三 届出の公告日 令和二年九月十四日
- 四 意見の概要 交通安全対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和三年三月一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値地形測量）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町和田地内
- 三 測量の期間 令和三年一月十九日から同年七月三十日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市御坂町金川原字八反久保四百八十八の四の一部、四百八十五の五の一部、四百八十八の一、四百八十八の三、四百八十八の四の一部、四百八十八の五、四百九十四の一から四百九十四の六まで、四百九十五の一、四百九十六の一から四百九十六の三まで、四百九十八、四百九十八の二、四百九十九、五百の三、五百六の二の一部、五百六の三の一部、五百六の四から五百六の七まで、五百二十八の三の一部、五百二十九の一から五百二十九の五まで、五百二十九の六の一部、五百二十九の七、五百二十九の八、五百三十一の一、五百三十一の二の一部、五百三十一の三の一部、五百三十一の四の一部、五百三十一の五、五百三十一の六、五百三十三の一から五百三十三の三まで、五百三十六、五百三十七の一、五百三十七の二、五百三十九の一、五百三十九の二、五百四十の一から五百四十の四まで、五百四十一の一、五百四十一の二、五百四十二の一、五百四十二の二、五百四十二の四、五百四十二の五、五百四十五の一、五百四十五の二、五百四十六の一、五百四十六の二、五百四十八の一、五百四十八の二、五百四十九、五百五十二の一から

- 五百五十二の四まで、五百五十四の一、五百五十四の二、五百五十五、五百五十六、五百五十九、五百六十一の一から五百六十一の五まで、五百六十三の二、五百六十四の三及び五百七十四の二の一部並びに井之上字大塚千九百十一の三の一部、千九百十一の四の一部、千九百十二の三、千九百十二の四の一部、千九百四十六の二、千九百四十七の三、千九百四十八の三、千九百五十二の三、千九百五十二の四及び千九百五十五の一から千九百五十五の五まで並びに字新畑千九百五十六の一から千九百五十六の四まで、千九百五十七、千九百九十五の三十八、千九百九十五の四十五の一部、千九百九十五の四十八及び千九百九十五の四十九、道並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南五百六十一番地 笛吹農業協同組合 代表理事 小池一夫

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字唐松入四千八百四十番一の一部及び四千八百四十番内一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市上吉田四千八百四十番地 株式会社セイフコ 代表取締役 渡邊忠隆

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和三年一月二十八日

山梨県選挙管理委員会
委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

真乃会	名称	代表者氏名	宮川 真有	会計責任者氏名	宮川 春美	主たる事務所の所在地	山梨市小原西六九	設立年月日	令和三年一月三日	届出年月日	令和三年一月四日
-----	----	-------	-------	---------	-------	------------	----------	-------	----------	-------	----------

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党上九一色南支部		石川 諭		令和二年十二月三十一日	令和三年一月四日
旧	自由民主党上九一色南支部		伊藤 正夫		令和二年十月十五日	令和三年一月十二日
新	加藤のりお後援会		早川 孝		令和二年十月十五日	令和三年一月十二日
旧	加藤のりお後援会		浅川 秀則		令和二年六月二十七日	令和三年一月十四日
新	日本栄養士連盟山梨県支部		小山 香奈子		令和二年六月二十七日	令和三年一月十四日
旧	日本栄養士連盟山梨県支部		藤井 匡明		令和二年六月二十七日	令和三年一月十四日
新	立憲民主党山梨県第2区総支部			甲府市石和町四日市場一八一九石和ニュー銀座街二一六	令和三年一月八日	令和三年一月十四日
旧	立憲民主党山梨県第2区総支部			甲府市丸の内三一九一七	令和三年一月八日	令和三年一月十四日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
立憲主義を推進する山梨の会	飯島 修	長谷川 一保	甲府市丸の内三一九一七	令和二年十二月二十四日	令和二年十二月二十四日
奥山弘昌と歩む昌山会	奥山 弘昌	丸山 親二	山梨市万力一一四七	令和二年十二月三十一日	令和三年一月五日
山本みちると北杜のごどもの未来を想う会	山本 美智留	山本 瑞人	北杜市白州町白須一〇〇二一一 白州甲斐駒団地二〇一一	令和二年十二月三十一日	令和三年一月六日
静和会	大谷 和正	坂本 まゆみ	北杜市須玉町穴平二六一四	令和二年十二月十八日	令和三年一月七日

盛山会	高村 茂	坂本輝房	南都留郡山中湖村山中一五六	令和二年十二月三十一日	令和三年一月十日
正男勝手に応援団	高村昌彦	羽田 浩	南都留郡山中湖村平野三二五九	令和二年十二月三十一日	令和三年一月十日
ENZA―暮らしと政をつなぐ集い―	栗谷真吾	栗谷昌美	北杜市大泉町西井出四六〇六	令和二年十二月三十一日	令和三年一月十日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和三年一月二十八日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間 令和三年二月一日から同年五月三十一日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番